

# 全株懇、事業報告書等 のモデルを公表

制度調査部  
堀内勇世

## 【要約】

新しい会社法の施行に伴い会社が株主総会に際して作成する書類にも変更が生じている。

その際参考となるのが、全株懇が作成するモデルである。

全株懇等の会員でなくとも、見ることができる資料を紹介する。

## 1. 会社法と「事業報告」等

新しい会社法が5月から施行された。

これに伴い、株式会社が株主総会に際して作成する次の書類にも変更が生じている。

<b>事業報告</b>	会社法 435 条に基づき作成する書類。 会社の状況に関する重要な事項等を記載した書類(記載事項に関しては会社法施行規則 118 条以下参照)。 かつての営業報告書に相当するものである。
<b>招集通知</b>	会社法 299 条に基づき作成する書類。 株主総会の招集に際して、原則として、総会の日々の2週間前までに送らなければならない書類。
<b>株主総会参考書類</b>	会社法 301 条に基づき作成する書類。 法務省令の規定に従って、株主の議決権行使について参考となるべき事項を記載した書類。
<b>決議通知</b>	会社法に規定された書類ではなく、長年の慣行により作成される書類。

事業報告、招集通知、株主参考書類については、会社法や会社法施行規則に多数の規定が存在するが、それからすぐに、どのような書式で作成すればよいかと言うことは必ずしも明らかにはならない。それゆえ、実務における検討が必要とされているところである。

この点で頼りになるのが、「全国株懇連合会」(全株懇)が作成するモデルのである。



## 2 . 全株懇の「事業報告」等のモデル

全国株懇連合会（全株懇）は、株式に関する法律と実務の調査・研究、会員会社相互の情報交換・交流を行い、また、関連法制度に関する意見提言等を行う、株式実務担当者の集まりである全国 12ヶ所の各地株懇・株研の全国組織である。

全国株懇連合会（全株懇）は、2006年（平成18年）8月25日に、**事業報告、招集通知、株主参考書類および決議通知の各モデル**を制定し、同月29日に、「**株懇WEB**」において公表した。

全国株懇連合会（全株懇）の事業報告、招集通知、株主参考書類および決議通知の各モデルは、以下のWEBで見ることができる<sup>(注)</sup>。

<http://www.kabukon.net/new/index.html>

なお、同WEBで、全国株懇連合会（全株懇）の作成した、定款や株式取扱規程モデルも見ることができる。

## 3 . 関連する雑誌記事

### (1) 事業報告、招集通知、株主参考書類および決議通知の各モデル

旬刊商事法務 No.1777（2006年9月15日号）の50～58ページ

- ・「資料 事業報告モデルおよび招集通知モデル、株主総会参考書類モデル、決議通知モデルの制定について（上）（平成18年8月25日・全国株懇連合会理事会決定）」

### (2) 定款や株式取扱規則の各モデル

旬刊商事法務 No.1759（2006年2月25日号）の56～62ページ

- ・「資料 会社法に基づく『定款モデル』（平成18年2月10日・全国株懇連合会理事会決定）」

旬刊商事法務 No.1761（2006年3月15日号）の32～44ページ

- ・「全株懇『定款モデル』の解説（下山祐樹・全国株懇連合会理事・東京株式懇話会常任幹事・中央三井信託銀行証券代行部法務グループ室長兼主席法務コンサルタント）」
- ・「資料 定款モデル新旧対比表（全国株懇連合会）」

旬刊商事法務 No.1765（2006年4月25日号）の55～59ページ

- ・「資料 株式取扱規程モデル（平成18年4月14日・全国株懇連合会理事会決定）」

旬刊商事法務 No.1766（2006年5月5・15日号）の79～82ページ

- ・「全株懇『株式取扱規程モデル』改正の解説（中西一宏・全国株懇連合会理事・東京株式懇話会常任幹事 / 三菱UFJ信託銀行証券代行部会社法務コンサルティング室長）」